

# 短期組合員の特定健康診査について

令和5年度中に40歳以上75歳未満に達する短期組合員およびその被扶養者の方に対し、特定健康診査受診券を令和5年5月下旬にご自宅へ送付します。

職場での健康診断の対象とならなかった方は、当該受診券により特定健康診査を受診してください。

なお、人間ドックを受診した場合は、特定健康診査を受診したことになりますので、重複受診されないようご注意ください。

特定健康診査の詳細については16～17ページをご参照ください。



	職場の健康診断	住民健診	医療機関
対象者	短期組合員	短期組合員（職場での健康診断の対象とならなかった方） および短期組合員の被扶養者	
受診場所	受診場所等は所属所に 確認してください。	居住地の市町村役場が指定する 場所	集合契約医療機関 （当組合ホームページ参照）
持参するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診券</li> <li>組合員証（被扶養者証）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診券</li> <li>組合員証（被扶養者証）</li> <li>昨年度の健診結果票</li> </ul>
その他	特定健康診査受診券は 破棄してください。	健診日は、居住地の市町村役場 へ確認してください。	予約時に特定健康診査が実施で きるかを確認してください。

※職場の健康診断と住民健診・医療機関での特定健康診査、人間ドックは重複受診できません。重複した場合は、当組合が負担した健診費用を返還していただくことになりますので、ご注意ください。



## 歯周病検診のご案内

～ お口の中から健康管理! ～

令和5年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんに、歯周病検診を無料で受けられる受診券を交付します。

今年度対象となる方は、歯周病の早期発見・早期治療のためにも、ぜひこの機会に検診を受けて、歯の健康状態をチェックしましょう。

歯周病検診について詳しくはこちら



対象者	令和5年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員（任意継続組合員を除きます。） ※原則、歯の治療中の方は受診できません。
検診内容	歯周組織の検査、問診、指導
実施検診機関	（公社）茨城県歯科医師会に入会し歯周病検診事業に参加している歯科医院
検診期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
自己負担額	無料 *全額当組合が負担します。
受診券	対象者へ5月下旬に共済事務担当課をとおして交付します。

お問い合わせ先

医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413